相続対策0号

対策を考える前に

～相続対策を始める前に知っておきたい事～

大曽根行政書士事務所

【目次】相続対策を始める前に知っておきたいこと

１．なぜ相続対策が必要なのか―その背景
（１）なぜ、遺産が少ない人も相続対策が必要なのか？
（２）そもそも遺産を平等に分けるのは難しい
（３）遺産分割対策と相続税対策、優先するのはどっち？

２．相続の相談に行くのはちょっと待って
（１）どこへ相続の相談に行くつもり？
（２）相談して対策を任せるには専門家との相性も大事
（３）遠慮せずセカンドオピニオンを聞きに行こう

３．相続対策をする前に確認することは？
（１）相続人は誰？―　思い込みで忘れている相続人は？
（２）遺産は何？―　生前贈与したものはない？
（３）忘れがちなマイナスの遺産

４．忘れてはいけない病気や認知症になったときの対策
（１）寿命は延びたが健康寿命はそこまで延びてない！
（２）認知症になったときに起こる問題は何？
（３）介護の不満、方針の違いものちのち相続で揉める原因に

５．相続はなぜ揉めるのか？― 遺産以外の問題
（１）親と子の思惑の違い
（２）相続人間の感情のすれ違い
（３）相続人じゃないのに口を出す！？

６．その相続対策は誰のためのもの？
（１）遺言は相続される人の意思を残すもの
（２）相続税対策は相続人のためにするもの
（３）対策する一番の目的は何なのか考えよう

７．円満・円滑な相続のために今からできること
（１）なぜ相続対策は元気なうちから始めた方がよいのか
（２）まずは疎遠になっている家族と連絡を取ろう
（３）法律は、お人好しに優しくない！あまりに家族の仲が悪い場合の最終手段とは

１．なぜ相続対策が必要なのか―その背景

（１）なぜ、遺産が少ない人も相続対策が必要なのか？

「遺産分割で揉めるのは財産がたくさんあるお金持ち」
何となくそのようなイメージを抱いていませんか？

先に残念な事実をお伝えします。

遺産分割で揉めるのは、遺産総額が 5000 万円以下の場合が 70%以上を占めています。
遺産総額 1000 万円以下に絞っても 30%以上を占めています。

ここに挙げた割合は裁判まで進んでしまった数字にすぎません。
裁判までいかなくても揉めてしまった家族、徹底的に争いたかったけれど弁護士費用などを考えて泣き寝入りしたという相続人を含めると、遺産総額が少ない人の割合は更に増えると思われます。

現実は、遺産が少ない方が揉めることが多いのです。
なぜだと思いますか？

昔は、長男がすべての財産を相続するという家督相続だったので揉めようがありませんでした。

が、法律が変わって現在は財産を分けるのが当たり前になりました。
それとともに、各相続人の権利意識が強くなった、ということが挙げられます。

一昔前は会ったこともない親族の遺産を欲しがる人は、それほどいなかったそうです。

ところが、現在では、まったく見ず知らずの親族の遺産であっても「もらえるものがあるなら、たとえいくらであっても欲しい。」と言う人が意外と多いのです。

生前、本人の身の回りの世話や財産の管理（例えば庭の草むしりや家の修

繕など）にかかった費用に比べて遺産の額が少ない場合であっても、「遺産分割協議書にハンコを押してほしかったらそれなりのものを払え。」と、言われることは、もはや普通にあることだと考えてよいかと思います。

要求する人は、被相続人をお世話した労苦や財産管理にかかっている費用のことはまったく無視して、このように言ってきます。

さて、もしあなたが「払え」と言われる立場になったらどのように感じますか。

「確かに遺産はあるけれども、亡くなった人のために費用だってかかっているし、何の世話もしなかった人に分けるほどのものはない。それでも分けなければいけないなんて納得いかない！」
そう思うのではないでしょうか。

（2）そもそも遺産を平等に分けるのは難しい

「遺産を法定相続分どおり、平等に分ければ揉めるはずがない。」
あなたはそう思い込んでいませんか。
確かに平等に分けられれば不公平にならないので揉めないかもしれませんね。

遺産が預貯金、現金のみであれば確かに法定相続分通りに分けるのは簡単

でしょう。
しかしながら、その遺産の中に自宅などの不動産がありませんか？相続人が２人だけだったとしても、あなたは自宅をきっちり半分に分けることができますか？

まず、自宅の敷地を半分に切り分けるとしても「平等に分ける」のがいかに難しいかに気づくと思います。

あなたの実家や自宅はきれいな真四角の土地ですか。変形の四角形だったり三角形だったり、四角形だけれど道路に面している側は狭く、やたらに奥行きが長い土地だったり・・・都心部にあって狭小な敷地だと、とても切り分けられるサイズではないかもしれませんよね。

「売却して現金に変えればいい。」

確かにそのような方法なら分けられると思います。

しかし、その自宅に相続人の一人（亡くなった方の配偶者又は子）が住んでいたらどうでしょう。「思い入れのある自宅を売りたくない。」と反対されるかもしれません。

亡くなった方と一緒に住んでいたのが子でなく、高齢のお母さん又はお父さんであれば、住み慣れた自宅を出ていってもらって新たな転居先を見つけてもらうというのも現実的ではないでしょう。

「ならば自宅にはそのまま住み続けてもらって、その分を現金でもらおう。」と考えたとします。

現実を見ると、たいてい遺産を構成している現金は、不動産の評価額に比べるとわずかであることが多いです。

遺産の現金が少ないならば、自宅を相続した人自身のポケットマネーから不足分を出してもらえばよいと考えるかもしれません。残念ながら、それだけの現金を簡単に用意できる相続人は少ないのが現状です。

「じゃあ共有で。」

このような方法も確かにありますが、これは問題の先送りに過ぎません。

年数がたてばたつほど一つの土地を所有する相続人が増えていくばかり。
売るにも貸すにも古くなった実家を取り壊すにしても所有権を持つ相続人全員で話し合わなければなりません。
人数が多くなれば多くなるほど話し合いが難しくなりますから、話し合いがつかずに使えない土地になるのが目に見えています。

「遺産をきっちり法定相続分どおりに平等に分けることはとても難しい。」

遺産分割対策を考えるには、まずこれを念頭に置いておかなければなりません。

（３）遺産分割対策と相続税対策、優先するのはどっち？

相続税法改正で、基礎控除が「5000 万円＋1000 万円×法定相続人」から「3000 万円＋600 万円×法定相続人の数」に縮小されたため、「ウチも相続税がかかるか微妙なラインかもしれない。」と心配に思う人は以前より増えているようです。

今はネットなどで調べると、小規模宅地の特例など、税金の特例や節税方法がいろいろ出てきますね。微妙なラインだからこれらの方法で節税対策をしようと多くの方が考えます。

ところで、遺産分割と相続税のどちらを優先して対策を立てたらよいでしょうか？
あなたはこの二つのどちらを優先したらよいか考えたことがありますか？

先に答えを言います。優先すべきなのは遺産分割対策です。

円満に遺産分割できなければ、仮に相続税対策をしておいても一切無駄になります。

なぜでしょうか？

相続税の申告および納税期限は相続開始後 10 か月以内ですが、遺産分割に

は期限がないからです。極端な話、現行の法律では遺産分割でとことん争おうと思ったら永遠に争うことが可能です。

しかし、どんなに揉めていても相続税は 10 か月に以内に納めなければなりません。

相続税申告の際に「申告期限後３年以内の分割見込書」を提出しておき、相続税申告期限後３年以内に遺産分割が成立すれば、一定の手続きにより納めすぎた相続税の還付を受けることができますが、相続開始後 10 か月目に、一旦は税金を納めなくてはなりません。

しかも一括払いです。また、10 か月目に一旦支払うときには小規模宅地の特例など、税金の特例も使えません。

したがって、考えておいた節税対策が無意味になってしまうのです。

このように、相続対策として一番大切なのは「円満に遺産分割できる対策を立てること」なのです。

２．相続の相談に行くのはちょっと待って

（１）どこへ相続の相談に行くつもり？

相続対策の相談をしようと考えたとき、あなたはどこに相談に行きますか？

預金を預けている銀行ですか？相続の相談にのりますよ、と宣伝している不動産屋さん、保険屋さんですか？それとも税金に詳しい税理士ですか？それとも弁護士でしょうか？

近年では、銀行が「遺言信託」という商品を売り出して、盛んに宣伝しているのをよく見かけます。
銀行ならお金のことに詳しいはず。預金口座も持っているし、支店も近所にあって行きやすい、企業規模も大きく信頼感がある（パンフレットなども見やすく作られていて親切ですよね）、ということで一番身近に感じるかもしれません。

ただ、金融機関が相続ビジネスに乗り出してきた背景に、金利が下がるなどして銀行本来の本業で稼げなくなってきたからだ、ということは皆さんも薄々感じてはいるのではないでしょうか。

銀行のパンフレットや契約書をよく見ると、その手数料が高いことに気づくでしょう。

公証役場で遺言書を作成すれば遺言書原本の保管料は無料なのに、銀行経由だとけっこうな額の遺言書の保管料が取られることをあなたはご存知ですか。
相続手続なども銀行そのものがやるのではなく、提携している士業に外注しているために費用が割高になっていることをご存知ですか。

そのうえ、遺言書作成の相談時にあなたの財産内容が銀行に知られることで、銀行にとって有利で、あなたに本来必要のない金融商品を売り込まれることがあることもご存知でしょうか。

銀行のグループ会社に不動産会社があると、相続時に自宅の売却などが必要になった場合、当然そのグループ会社の不動産会社が売却を手掛けて更に手数料を稼ぐ、といったことも行われているようです。

「うちはお金持ちだし、商売で長いつきあいもあるし、担当者もしっかりしているし、全部任せられるから取引している銀行に相談した方が安心だ。」
と考えているならかまいません。
しかしながら、銀行主催の相談会に行くとしても、サービス内容や契約内容を詳細に確認することをお勧めします。

では、税理士に相談するのはどうでしょうか。
「節税したい。」となればやはり税理士ですよね。

でも、すべての税理士が相続税に詳しいわけではない、ということをご存知でしょうか？

なんと、税理士試験において相続税は必須科目ではないので、相続税をまったく勉強したことがない、という税理士もいるのです。

また、年間で相続税が課された件数 111,728 件（平成 29 年）に対し、税理士の人数は 78,550 人（令和元年 11 月）なので、課税件数を税理士の人数で単純に割ると、税理士一人当たり、相続税の課税件数は、1 年間に約 1.4 件しかありません。
そもそも税理士一人に依頼される相続税の申告件数自体が少ないことがわかりますよね。もちろん相続税の申告などやったことがない税理士もいます。

この数字を見るだけでも、すべての税理士が相続税に詳しいわけではないことがよくわかると思います。

「先生は、相続税に詳しいですか。」と聞いて「実は相続税のことよくわからないんだよね。」なんて正直に教えてくれる税理士などまずいないでしょう。

さらに、相続は、大きく民法、税法の二つの法律にまたがります。
相続税に詳しいとしても、その税理士が民法まで詳しいとは限りません。

１（３）で述べたように、相続税対策より遺産分割対策を優先しないと意味がありません。遺産分割は「民法」でやります。遺言も民法です。民法がよくわかっていない税理士に相談すると、ズレた相続対策になってしまいます。

「え、でも民法も税法も同じ法律でしょう？」

とほとんどの人は思うかもしれませんね。

残念ながら、二つの法律の違いをよく知らないと「こちらを立てればあちらが立たず。」ということになることが往々にしてあるのです。（この book では説明しきれませんので、割愛させていただきます。）

更に節税対策だけでなく納税の資金も用意しておかないといけない人、遺産分割の代償金を用意しておかなければならない人もいます。

不動産の売却が必要であれば不動産の専門家も必要になってきます。
相続人間で紛争になるのが確実だ、という家族はそのための対策も必要ですね。

その家族によって専門家が一人で足りる人、複数の専門家が必要な人といるのです。

「じゃあどこに相談に行ったら・・・？」
その前にもう一つお話したいことがあります。

（２）相談して対策を任せるには専門家との相性も大事

相続対策を専門家に頼む場合には、財産内容だけでなく、家族間の関係や職業、健康状態などプライベートなことを専門家にすべて伝えなければなりません。

実は隠し子がいる、家族に内緒の借金がある、といった秘密にしておきたいこともすべてです。現在の健康状態でも取るべき相続対策が変わってきます。

これらをすべて教えてもらえないと専門家は本当に有効な対策を立てられないからです。

例えば、過去に浮気をしていて浮気相手との間に認知した子がいることを家族に内緒にしていたとします。

家族に知られたくないので専門家にもそのことを話さずに遺言の相談や遺産分割対策の相談をしたらどうなるでしょうか。

相続対策の前提となる相続人の数が変わってきてしまいますね。

浮気相手との間の子が自分も相続人であることを知れば、当然相続分を要求してきますから揉めるのが目に見えていますね。

つまり、専門家に相談して立てた対策がまったくの無意味になってしまいます。

プライベートな情報をきちんと開示しないといけないとなれば、当然、どこか信頼できないところがある人には相談できないですよね。

また、相続対策を一旦立てたあとも、親よりも先に子が亡くなってしまった、やはり財産を長男ではなく長女の方に多く渡したい、など状況や意向が変わるなどし、その他に新たな心配事が出てくることがあります。

これらの理由で専門家と付き合うのが長きにわたってくることもあります。

自分や家族のために相談をしたいのに、こちらの不安や悩みを親身になって聞いてくれない専門家、プロなのだからと独断で進めてしまう専門家、威圧感があるというか何となく話しづらい、小さなことを質問しづらい専門家も困りますよね。

（３）遠慮せずセカンドオピニオンを聞きに行こう

病気になった場合のセカンドオピニオンは当たり前になってきましたが、相続対策のセカンドオピニオンはまだまだ浸透していません。

しかし、上記（２）で述べたように、相性の良い、信頼できる専門家を選びたい、と思ったら遠慮したり面倒くさがったりせず、是非セカンドオピニオンを聞きにいきましょう。

また（１）で述べたように、相談している相手が、相続対策に必要のない他の商品を売り込むためにあなたの相談にのっているのか、それともあなたにとって本当に必要な対策だけを提案してくれるのか見極めましょう。

相続全般をよく知っていて、必要なら他の専門家も紹介してくれるのか、なども見極めましょう。

現在は、あちらこちらで無料相談会が開かれています。市役所などで専門家が市

民相談を受け付けている場合もあります。

「初回相談は無料」としているところも多いです。

セミナーをやっている専門家もいますから、参加して話を聞いてみて、良いなと思ったら相談してみる、というのもよいかと思います。

しっかりこちらの話を聞いてくれ、相続について詳しく、信頼できる。
必要であれば特定の分野に詳しい別の専門家につないでくれる。

そのような相手であれば、相談の入り口は、銀行員でも、不動産屋でも、行政書士でも、税理士でも、司法書士でもかまわないと思います。

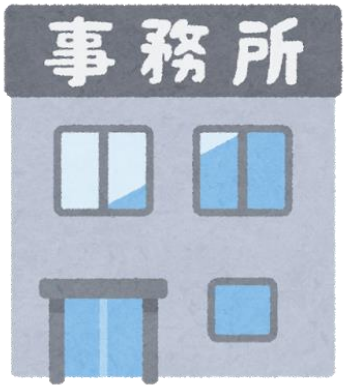

３．相続対策をする前に確認することは？

（１）相続人は誰？―　思い込みで忘れている相続人は？

相続対策を考える前に、まず推定される相続人が誰になるのか把握しましょう。

「相続人が誰かくらい家族なのだからわかっているよ。」
ほとんどの方がそう思っているかと思います。

ところで、あなたは、実際に戸籍謄本を取り寄せて、親族関係を調べたことはありますか？

ときどき相続が開始して、戸籍を取り寄せてから腹違いの兄弟姉妹が見つかることがあります。

戸籍を取り寄せてみたら、知らないうちに自分の親の養子になっている人がいて、兄弟姉妹が増えていた、なんてこともあります。

また、前妻と子がいたものの、離婚の際に子の親権を前妻に渡し、その後別れた子と全く音信不通になってしまったため、この前妻との間の子は相続人ではない、と父親や父親の両親（子にとっては祖父母）が思い込んでいる場合もあります。

子がいない夫婦ですと、配偶者が亡くなった場合は自分一人が相続人だと思い込んでいた、という話もよく聞きます。夫婦間にお子さんがいないと配偶者の両親や、配偶者の兄弟姉妹、甥姪までが相続人になる可能性があるのです。

相続人が何人いるのか、誰になってくるのかで取るべき相続対策は変わってきますから、まずは必ず相続人を把握しておきましょう。

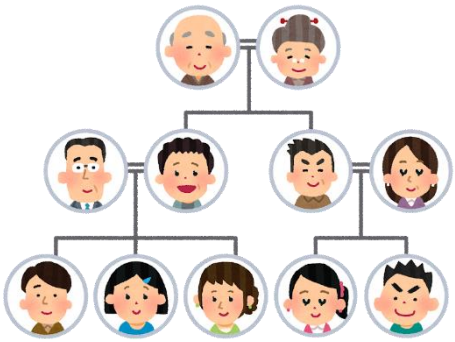

（2）遺産は何？　―　生前贈与したものはない？

遺産になるのは、本人が亡くなったときに残っていた財産だけだと思っていませんか。

「特別受益」と呼ばれる、生前贈与したものも遺産分割の対象になります。

遺産分割はこの特別受益も入れて計算します。

遺留分の計算についても、相続人については 10 年前まで、相続人以外であれば 1 年前までに贈与したものが算定基礎財産に算入（持ち戻し）されます。

他の相続人に損害を与える意図でした生前贈与は、何年前にした贈与であっても遺留分の算定基礎財産に入れられてしまいます。

相続で話し合うときには、この生前贈与をどこまで遺産分割に含めるかを巡って揉めることがよくあります。

50 万、100 万円といった、まとまった現金を渡した、家を建てるときの資金を援助した、という明らかな贈与についてだけ争うのではありません。

結婚の際に親がそれぞれの子に渡したお金に差があった、大学まで進学した子と高校までしか行かなかった子がいて親が支払った学費に差ある、孫がいる子といない子がいて孫がいる子にだけお祝いやお年玉を多く渡していた、など、これも贈与に含めて遺産分割をすべきだ、と不満を持っている方が言い出すこともよくあるのです。

相続開始後、どこまで生前贈与に含めろと言ってくるか未知数の部分もありますが、揉めてほしくない、と考えている場合には、贈与したものに差があるなら遺産で渡す分を調整するように遺言を書いておくのも一つの手です。

生前贈与したけれども、理由があって多く渡したので遺産分割の際にはその分は持ち戻ししないでほしい、と考えているのなら、「持ち戻ししないでほしい（遺産分割への持ち戻しを免除する）」という意思とその理由を遺言に書く、という方法もあります。

もっとよいのは、特定の子に多く贈与したのには必ず理由があるはずですから、生前に他の家族が納得できるように贈与した理由を話しておくことです。

ちなみに相続税の計算をする場合でも、相続発生前３年以内の生前贈与は相続税の対象財産になるということも覚えておきましょう。

（３）忘れがちなマイナスの遺産

相続はプラスの財産を相続するだけではありません。マイナスの財産も相続しなければなりません。
都合の良い財産だけを選んで相続し、欲しくないものは放棄するということはできないのです。

マイナスの財産の代表が借金です。

マイナスの財産がプラスの財産より多いことがわかれば相続放棄が可能です。
ただし、相続開始を知ったとき（自分が相続人になったことを知ったとき）から３か月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をしなければなりません。

「３か月」というのは実際に相続が開始すると、とても短い期間であることがよくわかります。

相続放棄の熟慮期間は延長もできますが、延長をする場合も３か月以内に家庭裁判所に「延長します。」と申し立てておかねばなりません。

プラスの財産の範囲でマイナスの財産を払う「限定承認」を選択する場合も３か月以内の申し立てが必要です。

生前、親が多額の借金をしていたことを知っていれば相続放棄に向けて早く動けますが、知らなかった場合には大変です。

借金をしているとは聞いたけれど借金の額の方が多いのかプラスの財産が多いのか微妙だな・・・という場合は、急いでプラスとマイナス両方の財産額を確認しないといけません。

借金を相続する、ということまで頭にあった人も意外と忘れているのが「保証債

務」です。

保証債務（相続される人が保証人になっていた場合）は借金よりさらに厄介です。なぜなら、もともと本人の借金ではないからです。借金はプラスの財産から差し引く（控除）ことができますが、相続開始時に現実に払う状態になっていなければ、保証債務は差し引くことができません。

本来の債務者がちゃんと払ってくれるはず、と思い込んでいた、もしくは保証人になっていることを家族に知られたくなくて、誰かの保証人になっていること伝えていないこともよくあります。

マイナスの財産の対策はとにかく、家族に「借金がある」「保証債務がある」と早めに伝えておくことが肝要です。
家族の側からも借金や誰かの保証人になっていないか聞いておくことが大切です。

そのうえで、できる限り生前に借金を減らしておく、保証人を変えてもらう、などしておきましょう。

４．忘れてはいけない病気や認知症になったときの対策

（１）寿命は延びたが健康寿命はそこまで延びてない！

2017 年の日本人の平均寿命は男性が 81.09 歳、女性が 87.26 歳でした。一方健康寿命は男性が 72.14 歳、女性が 74.79 歳でした（2016 年）。平均寿命と健康寿命の差は、男性は約 9 年、女性は約 12 年となっています。

これを見てどう思いますか。
思ったよりも差が大きいなと感じませんでしたか。

もちろんこれはあくまで平均値の話ですが、男性も女性も亡くなる前の 10 年前後は身体上の問題、意思能力や判断能力の問題など、様々な理由で日常生活が制限される状態となる可能性があると考えたほうがよいかと思います。

「私は普段からしっかり健康に気を使っている！」と日々努力していたとしても人生はなかなか思い通りにいかないものです。

2025 年には 65 歳以上の 5 人に一人は認知症になると言われています。
認知症にならなかったとしてもガンなどの病気になったり、転倒して骨折してしまったりなどで寝たきりになる可能性は多分にあります。

「私は（もしくは私の親は）絶対にそのような状態にはならない！」と自信をもって言えるでしょうか。

（２）認知症になったときに起こる問題は何？

親が認知症になって困ることでよく知られているのが親の財産の凍結です。

例えば、親の財産が大きいために年間 100 万円ずつの暦年贈与など節税対策を進めていたとしましょう。

認知症になったために成年後見人がつくと節税対策は一切できなくなります。
なぜなら節税対策は親のためにするものではなく、相続税を払う子のためにすることだからです。

節税対策の必要がない家庭でも、問題は起こります。

まず、親が毎度、銀行の窓口でお金をおろす手続をしていたり、ＡＴＭで手続きをしていたとしても、暗証番号を子が把握していなかった場合には、親のお金を銀行からおろすことができませんから、親のお金で入院費用を払ったりすることができなくなります。

親が認知症になってどうにもならなくなってから、お金をおろせないかどうか銀行に相談に行くと、たいていは「成年後見人をつけてください。」などと言われてしまいます。

親を老人ホームに入れるお金を捻出するために親の自宅を売ろうと考えたとしても本人の意思確認ができませんから売却ができません。

成年後見人をつければ売却することは可能ですが、売却には裁判所の許可が必要になりますから、迅速に売却手続きをすることは難しくなります。

認知症になってしまってから成年後見人をつけるとなると法定後見しか選択できなくなります。法定の成年後見人は家庭裁判所が選任しますので、希望通りの後見人がつくとは限りません。

成年後見人は本人の財産を守るための制度ですが、家族によっては使い勝手が悪いなと感じたりすることもあります。

となると、元気なうちに任意後見人を決めておく、近年よく話題になっている民事（家族）信託契約をしておくなどの対策を考えておくなど他の手段を考えておく必要があるでしょう。

近年では、相続人の中に認知症の人がいる、というパターンもあります。

例えば、父親が亡くなり、母と二人の子が相続人になったものの、母が既に認知症になっていた、という場合です。

このような場合にも母親は遺産分割協議で意見を述べられませんから成年後見人をつけて遺産分割協議をしなければなりません。

父が亡くなる前に、母が既に認知症になっていることがわかっているなら、父に遺言を書いておいてもらえば遺産分割協議はしなくてよくなりますから相続手続を進めることは可能です。

（３）介護の不満、方針の違いものちのち相続で揉める原因に

相続で遺産分割の話し合いをするときに介護で貢献した分を分割の考慮に入れてくれ、入れないということで争いになることがよくあります。

介護をした側は、「自分は介護したが、他の兄弟は全く手伝ってくれなかった。」「介護をするために会社を辞めざるを得なかった。」「介護で忙しかったために自分の家庭を犠牲にしてしまった。」と主張します。

介護をしなかった側は、「介護でお金がかかったと言っているけれど、もっと安くできる手段があったのではないか。」「介護にかこつけて親の財産を使い込んだのではないか。」「介護とはいえ親の自宅で同居していたのだから家賃を払わずにすんだではないか。」などと主張します。

「そう言えば、寄与分や特別寄与料が認められているじゃないか。」
と思ったかもしれませんね。

残念ながら、寄与分や特別寄与料をもらうには高いハードルがあります。

なぜなら、家族の面倒を見るのは当たり前、という前提があるからです。
通常のお世話、という内容ではとうてい裁判所が寄与分を認めてくれることはありません。

「そう言うかもしれないけれど、実際に介護するのは大変だったのに・・・。」

たとえ認知症にならずに済んだとしても、高齢者の介護は大変ですよね。

家族の間では遠慮がありませんから、ヘルパーなど他人の前ではお行儀よくしていても、実の子の前では、親がわがままや文句を言いたい放題、など、何かと振り回されて思うようにいかなかったり。精神的にも肉体的にも大変なことは、私も、祖父と母の様子を見ていたのでよくわかります。

でも、実の兄弟姉妹でも親にあまり会いに来ない、来ても数時間で帰ってしまう人には介護の実際の大変さは伝わらないし、わからないものなのです。

わかってもらうのに一番良いのは、兄弟姉妹全員に介護に関わってもらうことですが、仕事が忙しくて都合がつかない、遠隔地に住んでいるなどして現実的ではないことも確かです。

「そんなに大変だったら老人ホームに入れてしまえばいいじゃないの。」と他人事のように言う兄弟姉妹も中にはいます。

そうは言っても親の意向や子側の心情的な理由や、費用面から難しかったりするものです。

なので、元気なうちに体の自由が利かなくなったらどうしようか、本人自身が考えておくこと、親子、兄弟姉妹の間であらかじめ意見を交換しておくことも大切です。

介護開始後も、あまり親のところに来ない兄弟姉妹に、こんな費用がかかった、こんな苦労があった、とこまめに伝えることができればよいですね。

それぞれが遠隔地に住んでいて交流が難しくても、定期的に連絡をとり、情報交換をしておくことが後々の紛争防止の一助になります。

５．相続はなぜ揉めるのか？―　遺産以外の問題

（１）　親と子の思惑の違い

親子の間だから、お互いにどんな考えを持っているかわかっている、もしくはだいたい推測できる。そう思い込んではいないでしょうか。

親は兄に実家を継いで欲しいはず。私が住みたいと言うのはだめだろうな。（子）
あの子は外国に住んでいるから、日本に戻ってくることはないだろう。（親）
親は先祖代々の土地を売ってほしくないと考えているだろうな。（子）

これまではそう推測していたとしても、現在の考えはどうでしょう。

都会暮らしに飽きたから将来は田舎の実家に住もうかな。（子）
思い入れのある自宅だけれど、年々近所に通えるお医者さんもスーパーもなくなって寂れる一方だから早目に処分した方がいいな。（親）
と親の方でも子の方でも考えが変わっているかもしれませんよね。

遺言書を開けてみたら、子どもたちにとって有難迷惑な内容だった、というパターンは、遺言を書く前に子どもたちが将来どうしたいと考えているのか聞いておかなかったことで起こるものです。

また、将来を見越して親が子に相談もなく田舎の実家や広い田畑などすべて処分して、地の利の良い場所にマンションを一棟建てるという資産の組み替えをした結果、遺産分割しにくくなり相続人が困ってしまった、などという話も聞いたことがあります。

時折、現在でも、一部の高齢者の中に家督相続の考え方が抜けていない方を見受けることもあります。

または、子は親の言うことには従うものだ、と思い込んでいる親もいます。

「どうも親が遺言を書いたみたいなのだけれど、どんな内容を書いたのか一切話してくれない。」
「わたしが親の面倒を一切見ているのに、親は昔の考えで兄にほとんどの財産を残すみたい。」

確かに、財産は、将来相続される人ご自身で築きあげたものですから、相続開始後にどう分けるか指定するのは被相続人の自由である、というのが大前提です。

ただ、相続人間で揉めることも望んではいないと思います。

であれば、遺言を書く、特定の子に贈与をする前に、それぞれの子がどんな考えを持っているのか直接聞くなどして把握しておきましょう。

聞いたうえで、子どもたちの考えを反映させるか否かはご本人の自由ですが、揉めそうな要素があればできる限り排除しておくのも親心だと思います。

（２）相続人間の感情のすれ違い

相続には「長年積もり積もった感情の精算」という面もあります。

両親の前ではそれほど仲が悪いとも見えなかった兄弟姉妹が、親が亡くなったとたんに喧嘩を始めるということがあります。

親としては平等に扱ったつもりでも、子同士の間では、特定の子にひいきがあった、親子間の愛情に差があった、と感じていることもあります。

親が、出来の良い子の方ばかり褒めて、自分は叱られてばかりいたと感じていた、病気がちだった子の方にばかり手をかけて、丈夫だった自分にはずっと我慢をさせられていたことなどを覚えていて、相続の際に割を食ったその分を遺産で埋めようとする、など理由は様々ですが、長年に積もり積もった感情面の食い違いは一番たちが悪いかもしれません。

お金よりも相手を苦しめるのが主たる目的なので、お金では解決できない無理難題をふっかけてくることが往々にしてあるからです。

（３）相続人じゃないのに口を出す！？

相続人同士では、意見がまとまりそうな雰囲気だったのに、突如として揉める方向に行ってしまうことがあります。

このような場合よくあるのが相続人の配偶者が脇から口を出している、もしくは相続人を焚きつけている、というパターンです。

口を出す配偶者の心の中にあるのは、「ウチだけ損をしたくない」という気持ちです。

中には古い感覚で「ウチが跡取りなのだから」「親族の中でウチが一番上」といったプライドを持っていて、他の家より多くもらわないとプライドが傷つけられる気がして口を出してくる、というパターンもあります。

「ウチの人はお人好しだから他の相続人にうまく丸め込まれてしまうのではないかしら。」という心配から口を出してくることもあります。

いずれも口を出す本人は自分の家族を守るためにやっているつもりなのです。

とはいえ、相続人でない人には遺産分割の話し合いのときには席を外してもらうのが一番です。

家族なのですから意見を聞くのはかまいません。

が、それに引きずられるのは考えものです。
いたずらに遺産分割協議を長引かせ、その後の相続手続がいつまでたっても終わらなくなります。ひどいと親族間の関係も壊れて修復ができなくなります。

相続人間で話し合った内容で、自分は納得できる、と考えているのなら、それで手を打ちましょう。

私の父方の祖父の相続のとき、私の父は、祖父の葬式後、母を即刻新幹線にのせて自宅に帰らせてしまいました。
母は、「先に帰らされた！」「ウチのお父さんときたら遺産分割で何ももらわなかった！」と後でカンカンに怒っていましたが、今思えば父の選択は正しかったの

です。

何ももらわないと言ったら、母が横から口を出してくるのがわかっていたので、父は即刻母一人で帰らせたのでしょう。

おかげで父方の祖父の相続は揉めることなく早々に完了しました。

６．その相続対策は誰のためのもの？

（１）遺言は相続される人の意思を残すもの

「遺言は相続される人（被相続人）の意思を残すものである。」
というのがまず大前提です。

遺言を書くのは、相続人ではなくて「相続される人」である、というのは当たり前ですよね。

ところが、この当たり前のことが頭から抜けてしまっている人が、ときどき現れます。

遺言を書く当の本人の気持ちをまったく無視して、将来相続人になる人が、自分にだけ有利な内容の遺言を親に書かせようと意図して相談に来ることがあるのです。

本人の希望（意思）が入っていないものを遺言とは言えないですよね。

また、これは将来相続で揉めるもとになる行為でもあります。

よくあるのが認知症になりかけている人、まだ重度ではない認知症の親を老人ホームなどに入れ、他の兄弟姉妹には親を会わせないようにして、自分に有利な内容の遺言を書かせてしまう、というものです。

このようにして遺言を書かせてのちに裁判で揉める、というパターンを弁護士事務所勤務時代によく目にしました。

近年では公証人が関与して作成した遺言でも、このようなやり方で作成した遺言は裁判において無効になっています。

無理やり親に遺言を書かせても良いことは一つもありません。
揉めて相続手続が進まなくなるだけです。

（２）相続税対策は相続人のためにするもの

相続というと、ほとんどの人がまず思い浮かべるのが「節税」ですが、「節税」は誰のためにするものでしょうか。

相続税を払うのは親（被相続人）ではないですよね。
払うのはもちろん相続人の方ですね。

まだこの先の自分の生活が何年もあるのに、今後の生活費や入院するときの費用を考えずに、節税しないと大変だと考えて、子や孫にせっせと生前贈与してしまい、後になって、自分の生活費が足りなくなってしまった、などと言う人がいます。

一方、相続人となる子どもたちの方でも、「節税」しないと大変だからと、節税対策してくれないと困る、相続税を減らすために財産を減らしてくれ（贈与してくれ）、とやたらに親をせっつく人たちがいます。

何か、考える順番が逆ではありませんか。

まだ生きているのですから、この先生活費がいくらかかるだろう、入院費や老人ホームに入る費用がいくらかかるだろう、まだ元気なうちに旅行に行けたらどこそこに行きたいな、などと考えるのが先ですよね。

「このくらいかかりそうだから、残る遺産はこのくらいかな～。」と見積もってから、残る遺産が多そうだったら子のために節税を考えておこう、という順番ですよね。

「当たり前でしょ、そんなの。私はそんな馬鹿なことはしません。」

わかっているのならよいのですが、ときどき心配のあまり考える順番が狂ってしまう人がいるのです。

まずは相続される人が今の生活を充実させることが大切ですよね。
ご自身で築き上げた財産なのですから、第一は現在の生活です。

生活を充実させることを考えたうえで相続が開始したときにも相続人たちが困らないように手を打っておく。

心配性の人は一旦冷静になって落ち着いてから考えましょう。

（３）対策する一番の目的は何なのか考えよう

相続対策の優先順位は、①遺産分割対策、②納税対策、③節税対策です。
この優先順位は変わりません。

まず、遺産分割協議ができなければ、相続手続が進みませんから遺産の中から税金を払うことができません。

納税は「現金で納付（一括払い）」が原則です。物納が認められることはほとんどありません。節税対策をやりすぎたばかりに、資産内容が不動産の割合が高く、現金が少なかったら納税ができないのです。

したがって、節税対策は最後になるのです。

ところで相続対策の手段にはそれぞれできること、できないこと、メリット、デメリットがあります。

遺言ができるのは死後の財産のこと。

成年後見、任意後見は生前の生活と財産管理のこと。

家族信託は、生前のことと、一部遺言の機能も持っています。契約内容により二次相続、三次相続にも対応できますが、だからと言って万能なわけではありません。

家族構成や家族関係、財産内容、現在の健康状態でも使えるものと使えないもの、必要な対策、必要でない対策が変わってきます。

ところで、あなたは、相続対策、認知症対策を何のためにするのですか。

自分の希望を叶えるため、家族が揉めないようにするためだと思いますが、対策を考える前に、もっと具体的に、今後どう生活していきたいのか、そして、どう財産を引き継いでいってほしいのか、を考えましょう。

そして今ある心配事、今後困りそうなことは何なのかも紙に書きだしてみましょう。

「未来を思い描き、何を一番大切にしたいのか、具体的にどうしたいのか」を考えないと対策の方向は決まりません。

まず対策ありき、ではなく「こうしたいから、一番にこの対策手段を選ぶ。」なのです。

７．円満・円滑な相続のために今からできること

（１）なぜ相続対策は元気なうちから始めた方がよいのか

元気なうちに相続対策を始める最大のメリットは、取れる手段の選択肢が多いことです。

元気なうちであれば、成年後見人を考えるにしても任意後見人を選択することができます。
つまり、自分の希望する人を後見人に選ぶことができるのです。

ある程度複雑な内容を理解することも問題ありませんから、家族信託契約を結ぶことも、細かい内容の遺言を書くことも可能です。

入りたい老人ホームをあらかじめ見学して、ゆっくり希望の場所を探すこともできますね。
その資金を用意するのに家を売ろうかな、いやいや、できる限り自宅で過ごしたいからリフォームしておこうかな、と考えることもできます。

また、例えば自宅の敷地が実は自己所有でなく借地権であるならば、地主に自分の自宅を引き継ぐのはこの子だから、と紹介しておき、相続時に地主とトラブルになることも防ぐこともできます。

お寺との関係や親戚と今どのような交流をしているのか、今後どのようにつきあっていってほしいのかなど、財産以外のことも拾い上げて伝えることも元気なうちにしかできません。

もう一つのメリットは時間を味方につけることができることです。

例えば、節税のために暦年贈与をしたいとします。暦年贈与の非課税枠は年間で110 万円ですから、非課税枠を最大限使って贈与したいとなれば、早いうちから贈与することが必要になってきます。

親が亡くなる３年前から贈与を始めても３年以内の贈与は相続税の課税対象財産になってしまいますから意味がなくなってしまうのも注意のポイントです。

（２）まずは疎遠になっている家族と連絡を取ろう

親（子）とも、兄弟姉妹とはお盆や正月など、もしくはそれ以外でも定期的に会っていますか。

やはり定期的に会っている、会わないまでも電話やメールなどでコミュニケーションがこまめに取れている家族は揉めにくい、という傾向があります。

コミュニケーションがまめであれば、お互いの家の中の事情などもよくわかりますよね。

例えば、妹のところはあまり商売がうまくいっていないようだ、とか、兄のところは難病の子を抱えていて大変そうだ、姉が一番親の介護に貢献していて、とても苦労している、弟は勤めを辞めて父の会社を手伝って経営状態を改善してくれた、など。

お互いの苦労をよく知っていれば、たとえ遺言が書かれていなかったとしても、遺産分割協議で、お互いに譲歩しよう、という気持ちにもなりますよね。

その前に、高齢の両親のことをみんなでどうしていこう、と相談ができますよね。

疎遠になっていても、もともと仲が悪いわけではないのなら、今から機会を見つけて連絡を取るようにしてみるのはいかがでしょうか。

働きざかりだと「毎日忙しいし暇がないよ。」と思うかもしれませんが、のちのち揉めることを避けるためには割いても惜しくない時間だと思います。

（3）法律は、お人好しに優しくない！あまりに家族の仲が悪い場合の最終手段とは

親の生前から、兄弟姉妹、親族間でとても仲が悪く、修復の見込みもまったくなし。

このような場合には、最終的に裁判になることを見越して準備しておく他ありません。

弁護士に依頼することが必要になってきます。争いごとの専門家は弁護士しかいません。

ただし弁護士に依頼するにしても、しっかりこまめに証拠を残しておくことが必要になってきます。

裁判所に客観的に提出できる証拠を用意できなければ、弁護士も戦えないからです。

介護をしているのなら、いつ、どんな介護をしたのか記録をつけ、親のためにどのような費用を支払ったのか、領収証もすべて取っておかなければなりません。

戦う相手が親の財産を使い込んでいるふしがあるのなら、できる限りその証拠も押さえておかないといけません。

脅されるような電話やメールが来ているのならそれも取っておきます。

認知症になった場合も任意後見契約や家族信託を結ぶのは不可能ですから、法定の成年後見人をお願いするほかありません。

専門職の成年後見人をつければ、家族の誰かにお金を使い込まれる可能性も限りなく低くなります。

裁判になった場合には場合によっては数年かかることもありますから、使える

はずだった節税の特例などは、あきらめるしかないかもしれません。

父親の相続のときに争えば、母親の相続のときにも争うことは必至です。

一連の裁判が２回になることも腹をくくっておきましょう。

もちろん早いうちから弁護士に相談して、法律面でサポートを受けておきましょう。

残念ながら法律は無知なお人好しに優しくありません。
「私は、誠実に、まじめにやってきたから必ず裁判官に認めてもらえるはず。」ということはないのです。
法律は良く知って使いこなした人のものだからです。

＜終わりに＞
「相続のときに損をしたくない。」
誰でもそう考えると思います
遺産分割で争うのも、分割対策を考える前に節税対策に目が行ってしまうのもわかります。
相続される方も「自分で築いた財産なのだから、子どもたちに口出ししてほしくない。」そう思う気持ちもわかります。
でも、揉める、揉めるまでいかなくても何らかのトラブルが起きるのを避けるためには、親も子も、兄弟姉妹の間でも、相続のことを考えるときには一旦立ち止まって、相手のことも思いやる。この方が結果としては、一番損をすることが少ないのではないかと私は考えます。